

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃
の届出並びに変更命令に関する処理要領について

一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令について、下記のとおり処理要領を定めたので公示する。

平成18年9月28日

中部運輸局長 谷山 將

記

第1 用語の定義

この公示中、次に掲げる以外の運賃及び料金関係の用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃料金上限認可について」（平成18年9月28日付け中運局公示第62号）（以下「上限認可公示」という。）及び「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成18年9月28日付け中運局公示第61号）（以下「制度公示」という。）に定めるところによる。

- (1) 「基本運賃」：片道普通旅客運賃、通勤（通学）定期旅客運賃及び普通回数旅客運賃をいう。
- (2) 「一般割引運賃」：基本運賃を基礎として、適用する旅客の区分に応じて一定率又は一定額を減じて設定する運賃（適用する期間に限定のないものに限る。）をいう。
- (3) 「営業割引運賃」：需要喚起等を目的として、適用する期間又は区間その他の条件を付して設定する運賃であって一般割引運賃以外のものをいう。
- (4) 「協議運賃」：法第9条第4項に規定する協議会における協議が調った運賃及び料金をいう。
- (5) 「軽微運賃」：道路運送法施行規則（以下「規則」という。）第10条第1項及び第2項の規定による旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃及び料金（「協議運賃」に該当するものを除く。）をいう。
- (6) 「認定軽微運賃」：軽微運賃のうち、規則第10条第1項第1号ハの規定により旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた運賃をいう。

第2 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出に関する手続

1. 届出の対象

- (1) 届出の対象となる運賃は、実施運賃、協議運賃及び軽微運賃（認定軽微運賃を含む。以下同じ。）とする。
- (2) 届出の対象となる運賃及び料金の額は、合理的かつ明確な手法に基づき算定されたものであって、第3に定めるところによる。
- (3) 規則第9条第3項第1号及び第10条第4項第1号の規定における「現に適用している運賃等」とは、届出日時点で他の一般乗合旅客自動車運送事業者が実施している運賃及び料金（乗車日より前に事前販売を開始している場合並びに第3に定める幅運賃及び当該幅運賃の上限額及び下限額の範囲内で実施可能な運賃を含む。）とする。
- (4) 運賃及び料金の設定地域、制定形態及び適用方法は、制度通達に定めるところによる。

2. 届出書の提出

(1) 新規許可との関係

実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は新規許可申請と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は「許可に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

(2) 規則第3条の3第1号に定める路線定期運行に係る事業計画の変更認可及び運行計画の設定（変更）届出との関係

路線の延長、系統の新設等による事業計画の変更認可及び運行計画の設定（変更）届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該運行計画の設定（変更）届出と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該運行計画の設定（変更）届出にあつては「届出に基づき運行計画を実施する日」と記載するものとする。

(3) 規則第3条の3第2号に定める路線不定期運行に係る事業計画の変更認可及び事業計画の変更（運行系統）届出との関係

路線の延長、系統の新設等による事業計画の変更認可又は事業計画の変更（運行系統）届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該事業計画の変更（運行系統）届出と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該事業計画の変更（運行系統）届出にあつては「届出に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

(4) 規則第3条の3第3号に定める区域運行に係る事業計画の変更認可及び事業計画の変更（運送の区間）届出との関係

営業区域の拡大、運送の区間の新設等による事業計画の変更認可又は事業計画の変更（運送の区間）届出に伴う協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該事業計画の変更（運送の区間）届出と同時に提出するものとし、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該事業計画の変更（運行の区間）届出にあつては「届出に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

(5) 運賃及び料金の揭示

道路運送法（以下「法」という。）第12条第1項に基づき、確定額を届け出た場合にはその確定額を、第34.における上限額及び下限額の幅（幅運賃）を届け出た場合にはその上限額及び下限額を、関係の営業所等に揭示するものとする。

また、事業計画の変更認可、事業計画の変更届出又は運行計画の設定（変更）届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出にあつては、それぞれその実施する日の少なくとも7日前（規則第9条第3項及び第10条第4項の規定が適用される場合にあつては、あらかじめ）には、旅客自動車運送事業運輸規則第6条の規定による所定の揭示をしなければならないものとする。

(6) 届出書様式

実施運賃又は協議運賃を届け出る場合は、別紙1の届出書によるものとする。
また、軽微運賃を届け出る場合は、別紙2の届出書によるものとする。

(7) 提出先

道路運送法施行令第1条第1項第3号に定めるとおりとする。

3. 届出の受理

規則第9条第1項又は第10条第3項に掲げる記載事項が正しく記載されているか確認の上、受理するものとする。

第3 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の内容

1. 実施運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表（いわゆる三角表等）の表記は、設定の届出にあつては上限運賃額及び実施運賃額、変更の届出にあつては上限運賃額、現行実施運賃額及び変更実施運賃額の別を明確にするものとする。

また、制度通達Ⅱ. 第3. 1. 又は2. で定める運賃を設定する場合にあつては、上限運賃額ごとに運賃調整の内容を明確にするものとし、第4 1. (1) 1) に該当する基本運賃を設定する場合にあつては、当該内容を明確にするものとする。

なお、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第4条の規定により、認可を受けた若しくは届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等は求め

ないものとする。

2. 協議運賃は、1. の実施運賃に準じた内容とすることとする。この場合において、上限運賃額に係るものは除くものとする。

3. 軽微運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表（いわゆる三角表等）の表記は、設定の届出にあっては軽微運賃額、変更の届出にあっては現行軽微運賃額及び変更軽微運賃額の別を明確にするものとする。

なお、改正法附則第4条の規定により、届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等は求めないものとする。

4. 3. にかかわらず、高速バスの一般割引運賃及び営業割引運賃については、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）第20条の規定に基づき、確定額によらず、適用方法及び適用条件を同じくする乗車券類毎に、上限額（基本運賃額を上回らない額）及び下限額（当該乗車券類の運賃の上限額の80%以上の額）の幅（幅運賃）を届け出ることができるものとする。

この場合においては、届出書に次のように適用方法及び適用条件を記載するとともに、「予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わない」旨を関係の営業所等に掲示するとともに、乗車券に記載するなど、旅客に対し適切に周知を行うものとする。

（1）適用方法

1) 予約により運送を引き受ける場合にあっては、予約を受ける時までに、あらかじめ、旅客に対し、上限額及び下限額の範囲内で確定額を示し、当該確定額をもって運賃を収受すること。

2) 予約によらず運送を引き受ける場合にあっては、乗車日の少なくとも7日前までに（規則第10条第4項第2号に規定する場合にあっては、あらかじめ）、上限額及び下限額の範囲内で定めた確定額を関係の営業所等に掲示すること。

3) 「予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わない」旨を関係の営業所等に掲示するとともに、乗車券に記載すること。

（2）適用条件

予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わないこと。

第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準

1. 実施運賃等の変更命令の発動を検討する基準等

運賃等の種別に応じ、以下のとおりとする。なお、2列シート、3列シート等の上級座席用の運賃等が設定されている場合は、対応する座席の等級毎に比較するものとする。

（1）実施運賃

競合区間等で各事業者の運賃制定形態が異なる場合にあっては、上限認可処理方針通達別表の換算方式により換算した額により判断するものとする。

1) 基本運賃

上限運賃（競合路線にあっては運賃額又は基準賃率の最も低いもの。既存事業者の初乗運賃適用区間への参入にあっては初乗運賃額又は初乗賃率の最も低いもの。）を20%を超えて下回るもの。

ただし、以下に該当する運賃については、変更命令の発動を検討するに際し、弾力的な取扱いをするものとする。

イ. 鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃（当該他の交通機関の運賃の額を下回らない場合に限る。）

ロ. 単独路線で運賃額の調整を必要とする区間において当該調整を行った運賃

ハ. 特別初乗運賃

2) 一般割引運賃

基本運賃（競合路線にあっては運賃額の最も低いもの。）を50%を超えて下回るもの。

3) 営業割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

4) 運輸に関する料金

原則として数値基準による検討は行わない。

(2) 協議運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

(3) 軽微運賃

運賃等の種別に応じて、下記のとおりとする。

1) 基本運賃

イ. 他の事業者及び鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃と比して著しく高額又は低額である場合

ロ. 単独路線又は単独区間であって、運賃の算出方法が不合理であることにより利用者を混乱させるおそれがある場合

ハ. 制度通達 I. 2. (3) ロに定める定期観光バスについて、設定地域の一般バスの運賃と比較して同額以下である場合

2) 一般割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

3) 営業割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

4) 運輸に関する料金

原則として数値基準による検討は行わない。

2. 変更命令発動の要否を判断する基準

(1) 変更命令を発する具体的対象事例を列記すれば、次のとおりである。

①法第9条第7項第1号に該当する場合

- ・ 物価変動の状況、その他の社会経済的状況を勘案し、合理的かつ正当な理由なく、利用者に過度の負担を強いる運賃又は料金であると認められるとき等が該当する。

②法第9条第7項第2号に該当する場合

- ・ 法第9条第3項、第4項又は第6項により、一般乗合旅客自動車運送事業者が届け出た運賃又は料金（以下「届け出た運賃等」という。）が、合理的かつ正当な事由なく、特定の旅客を優遇又は冷遇するものであるとき等が該当する。

なお、合理的かつ正当な理由とは、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、具体的には、運賃又は料金体系における整合性、社会政策上の観点、社会通念等を勘案し、総合的に判断するものとする。

③法第9条第7項第3号に該当する場合

- ・ 届け出た運賃等が、一般乗合旅客自動車運送事業者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものであるとき等が該当する。

なお、公正な競争を阻害するか否かについては、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、基本的には届け出た運賃等について、原価を償うことが可能かどうか、路線の特性、その設定又は変更の意図、継続性及び届け出た運賃等が他の一般乗合旅客自動車運送事業者に与える影響の度合等を勘案し、総合的に判断するものとする。

第5 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の発動に係る手続

1. 変更命令の発動に係る調査

(1) 調査の実施

届け出た運賃等について、第4 1. (1) 1)、2)の数値基準に該当する場合にあっては、法第9条第7項各号の規定（以下「変更命令の要件」という。）のいずれかに該当する否かについて、第4 2. の基準に沿って判断するために必要となる調査を実施するものとする。

なお、第4 1. (1) 3)、4)及び第4 1. (2) (3)の運賃等についても、変更命令の要件に該当するおそれが極めて高い場合にあっては、前記の調査を実施するものとする。

(2) 調査の内容

届け出た運賃等の調査にあたっては、原価計算書又は算出の基礎等の関係資料の提出を求め、関係者へのヒアリング、関係官署への照会等を行い、運賃算出方法の妥当性、あるいは安全運行の確保の観点から不当な労働条件等によるコスト削減を前提としたものでないか等を確認するものとする。

(3) 調査の結果、届け出た運賃等が変更命令の要件に該当すると認められる場合には、2. に従い変更命令の発動に係る具体的手続に入るものとする。

なお、調査の結果、変更命令の発動までには至らない事案であっても、必要

と認められる場合においては、受理後、一定の期間経過後に、監査等を利用して再調査を行うものとする。

2. 変更命令の発動に係る留意事項及び具体的手続

- (1) 変更命令を発動しようとする場合で、国土交通大臣の権限に係る事案については、あらかじめ、法第88条の2第3号の規定に基づき、運輸審議会へ諮ることとする。
- (2) 変更命令の発動に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項に規定する弁明の機会を付与（相当と認める場合は聴聞）の手続を経るものとする。
- (3) その他具体的手続及び留意点
 - ① 変更命令の内容は、届け出た運賃等の事案ごとに決定するものとする。
 - ② 変更命令は原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。ただし、当該日までに行うことが困難な場合には、運賃等の実施後も含めて、可能な限り速やかに行うこととする。
 - ③ 変更命令は、変更命令の要件に照らし、その理由を具体的に示して行うものとする。
 - ④ 既に実施している運賃及び料金に対して変更命令を発動する場合においては、変更命令を発した日から原則として30日以内の日を指定して変更すべきことを命ずるものとする。

第6 その他

1. 当分の間、第5の変更命令を発動するに当たっては、本省と事前に連絡調整の上、これを行うものとする。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。
2. 改正法の施行の際に現に適用している「定期観光バス」「高速バス」の実施運賃・料金については、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第86号）附則第6条の規定により法第9条第5項の届出を受けた運賃及び料金とみなし、この公示を適用するものとする。
3. 「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃の届出及び変更命令について（平成14年6月4日付け中運局公示第66号）」は廃止する。

附 則

この公示は、平成24年7月31日以降に届け出るものから適用する。

附 則

この公示は、平成25年10月1日以降に届け出るものから適用する。

附 則

1. この公示は、令和5年6月6日以降に届け出るものから適用する。
2. 1. にかかわらず、施行規則第8条第4項の規定により実施運賃を添付している申請のうち、改正日以後に認可するものにあつては、改正後の規定による追加申請を求めることができる。

附 則

この公示は、令和5年10月2日以降に届け出るものから適用する。

附 則

1. この公示は、令和6年1月10日以降に届け出るものから適用する。
2. 改正日前に申請を受け付けたもののうち、道路運送法施行規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第101号）附則により、同法第9条第6項の規定によりされた運賃の届出とみなされたものにあつては、改正後の規定を適用する。